

# 2019年度 同志社大学大学院 司法研究科

## 前期日程入学試験問題 法律科目試験

### (刑事訴訟法)

次の(設例)を読んで、問(1)から(3)に答えなさい。

(設例)

1. 平成30年5月6日午後1時過ぎ、所轄警察署警察官Kの下に、管内のビジネスホテルXの支配人Aから、同ホテル301号室に宿泊中の男性客が、入れ墨を入れた暴力団組員風の人物であり、所定時刻になってもチェックアウトせず、「この部屋は二つに分かれている」などの不可解な言動をするので退去させて欲しい旨の110番通報があった。Kは、部下警察官2名とともに、同ホテルに赴き、その男(甲)に職務質問をするべく、同室前の廊下に立って、警察官であることを名乗って同室の入口ドアをノックの上、約10センチメートル開けた。しかし、室内の甲が、慌てて同ドアを閉めようとしたため、①Kは、甲が内側から押さえている同ドアを更に押し開け、廊下と同室の境辺りに足を踏み入れ、同ドアが閉められるのを防ぎつつ、甲に対し、氏名等を尋ねるなどの職務質問を行った。

2. Kは、甲が氏名を答えたので直ちに無線で前科照会をしたところ、甲には覚せい剤取締法違反の前科があることが判明した上、甲が右手に注射器を持っていることに気付き、甲が覚せい剤を注射して使用していたのではないかと、また同室には覚せい剤があるのではないかと疑った。

そこで、Kは、部下警察官2名とともに、同室内に強引に押し入り、抵抗する甲の身体を押さえつけ、6畳くらいの広さの同室内をくまなく搜索し、ベッドの布団の下にあったビニール袋入り白色結晶粉末約10グラム(以下「本件覚せい剤」という。)を発見し、簡易検査の結果、それが覚せい剤であることが判明したため、甲を覚せい剤所持事実で現行犯逮捕し、逮捕に伴って本件覚せい剤を差し押さえた。後に、甲は、本件覚せい剤を所持したとの公訴事実で起訴された。

検察官が②本件覚せい剤の証拠調べ請求をしたところ、甲の被告人質問及びKの証人尋問等の結果、裁判所は、本件覚せい剤の押収等の手続に違法があると判断した。なお、裁判所は、公判廷で甲が本件覚せい剤所持を認める旨の自白をしているものの、仮に本件覚せい剤の証拠能力が否定されると、③自白補強法則により前記公訴事実につき無罪を言い渡すほかはないと考えた。

問(1)(配点:20点)

下線①の行為について、根拠条文及び警察比例原則に言及しつつ、その適法性について論じなさい。

2019年度 同志社大学大学院 司法研究科

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(刑事訴訟法)

---

問(2) (配点: 20点)

下線②の本案覚せい剤の証拠調べ請求に対し、甲の弁護人が異議を述べた場合、これを証拠とすることができるか、論じなさい。

問(3) (配点: 10点)

下線③の自白補強法則について説明しなさい。